

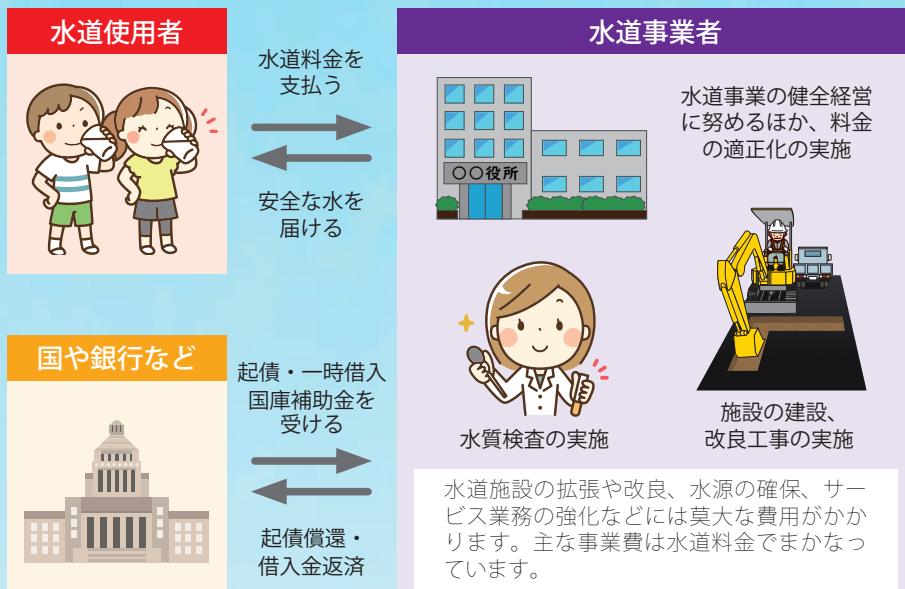
東吾妻 水 だより

今号では、『水道事業の仕組み』と『給水装置』についてご紹介します。



■問い合わせ先 上下水道課

水道事業の仕組み



10 m³あたりの水道料金 (家用用 令和5年度調べ)

メーター使用料金を含む税込価格

自治体別水道料金 (昇順)

| | |
|-------------|---------|
| 1 赤穂市 (兵庫県) | 374 円 |
| 2 小山町 (静岡県) | 423 円 |
| 3 沼津市 (静岡県) | 460 円 |
| ⋮ | ⋮ |
| 東吾妻町 | 1,694 円 |
| ⋮ | ⋮ |
| 上天草市 (熊本県) | 3,190 円 |
| 美里町 (宮城県) | 3,410 円 |
| 羅臼町 (北海道) | 3,550 円 |

「公営企業」として事業運営を行っている水道事業で、国庫補助金を受けるには、国で毎年示す全国平均水道料金を超えることや、料金回収率を100%以上となることなど、さまざまな条件を満たす必要があります。令和5年の全国平均水道料金は1,610.5円(φ13mm、10m³/月、家庭用料金、メーター使用料を含む、税込)となり、令和6年度には諸条件を満たすこととなりました。

国庫補助金を受け、令和6年度は、岩島唐堀地区石綿管更新工事を予定しています。

家庭にある水道 (給水装置) は皆さんのものです

水道の配水管から分岐して家庭に引き込まれた給水管とこれに直結して取り付けてある止水栓、水道メーター、蛇口などを「給水装置」といいます。

給水装置のうち給水管とこれに直結している止水栓、蛇口などは「建物所有者等の財産」です。日頃からの点検・管理をお願いします。

なお、水道メーターは町の所有となります。

